

## kono野菜、どんな味がするの？

Nang Loot(ナン ルウ)さんは、東南アジアのミャンマー国のシャン州(ラオスとタイの国境近く)から技能実習生として来日して1年になります。

日本の生活にも慣れてきましたが、故郷の料理が無性に食べたくなることも多く、「自分で育てたい」と下原田町に農地を借りてミャンマーで一般的な野菜「チンバウン」を栽培されています。

モロヘイヤの食感に似ている葉はクエン酸たっぷり。炒めもの、スープに合います。実は鮮やかな赤と酸味が特徴のハイビスカスティーの原料になります。

ミャンマーのカボチャは、実ではなく、棘が少ない蔓を食べるそうです。実家は農家でおばあちゃんと農作業されていた思い出話を懐かしそうに笑顔で話されていました。



シュエバヨンディ(和名：カボチャ)



Nang Loot さん



チンバウン(和名：ローゼル)

## ～「非農地と判断する」ことは～

登記上の農地(田または畑)であっても、現況が農地として利活用されておらず、農地の状態でない場合は農業委員会が「非農地」と判断します。

### 【判断基準】

- 1 昭和27年10月20日(農地法施行前日)以前から引き続き非農地であった土地
- 2 災害その他特別な事情により非農地となったもので、農地としての復旧が著しく困難と認められる土地
- 3 森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件設備が著しく困難な場合
- 4 その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合



### 《判断までの流れは以下の2通りがあります》

#### 【農地パトロール】

- 7月～9月：担当地区を委員1人で調査
- 10月～11月：委員2人と事務局とで現地の最終判断する
- 12月：農業委員会総会で議決後、「非農地通知書」を所有者へ発送する
- 3月：所有者からの異議申し立て等がなかった農地について法務局へ職権による地目変更一括登記申請をする



#### 【非農地証明願い】

- 所有者自ら「非農地」として認めてほしい場合で、全部事項証明書・字図等を添えて申請する
- 現地調査、総会での可決を経て、通知書を発行する
- 所有者自ら法務局へ地目登記申請する

問い合わせ先：人吉市農業委員会事務局 ☎ 0966-22-2111 (内線2500・2501) FAX 0966-24-7869  
E-mail: nougyou-iinkai@hitoyoshi.kumamoto.jp http://www.city.hitoyoshi.lg.jp

# ひとよし 農業委員会だより

令和6年度 第2号

発行：人吉市農業委員会

編集：農政部会

令和6年11月12日発行



休日助っ人の息子さんは機械担当



晩生の栗50aも経営



納屋には米袋がぎっしり

上漆田町の杉下政一さん(62歳)は、兼業農家でありながら水稻面積は約9ha。4月中旬には育苗箱1,200個を準備し、5月連休から6月中旬にかけて田植えをし、除草剤散布は2回行っており、今年から導入したブームスプレーヤのお陰で作業が楽になったとのこと。

今年は米不足が話題となりましたが、販売価格は昨年の1.7倍。「いつかは必ず米が高くなる」の信念は、まさに先見の目。

トラクター3台、コンバイン3台、田植え機2台、乾燥機3台などの農機具の支払いは重たいが、「米づくりは儲かることを証明して周りに伝えたい」と積極的に中間管理機構を活用して経営面積を増やされています。

令和4年に農業大学校で大型特殊とけん引免許を取得され、“米づくり”に対する情熱は本気そのものです。(取材・写真：北山委員)

- 【目次】○表紙写真(上漆田町の杉下さん：水稻・栗)……………P1  
○農地の貸し借りの手続きが変わります／相続農地の国への帰属制度について……………P2  
○2部門で表彰を受けました／農業振興部会報告(東間小学校編)……………P3  
○kono野菜、どんな味がするの?／「非農地と判断する」ことは……………P4



## 農地の貸し借りの手続きが変わります

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、**令和7年3月31日**をもって利用権設定等促進事業による農地の貸し借りは廃止となります。令和7年4月1日から農地の貸し借りについては下記の方法でお手続きください。

### ①「農地中間管理事業」による貸借

農地の出し手と受け手の間に農地中間管理機構(熊本県農業公社)が入った契約  
(農業振興課 農地中間管理事業推進員が仲介いたします。)



### ②「農地法第3条の許可」による貸借

農地の出し手と受け手から農地法第3条の許可申請書及び添付書類を農業委員会へ提出し、許可による契約

## 相続農地等の国へ帰属制度について

相続した土地について管理困難などの理由により、土地を手放して国庫へ所有権を移したい方は「相続土地国庫帰属制度」が利用できます。

### 【申請できる人】

- 1 **相続又は遺贈によって土地を取得した方**  
(相続以外の原因での取得や相続では土地を取得できない法人は利用できない)
- 2 相続により共有持ち分での共有者は共有者全員が共同して申請できる



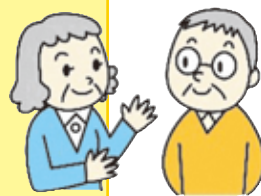
### 【申請できる農用地】

- 1 農地台帳に登録されていて、  
①転用されていないこと ②非農地判断されていないこと
- 2 農地台帳に登録されてなくても以下に該当する農地  
①客観的に農用地と判断できる ②採草、家畜の放牧を目的と判断できる



### 【諸経費等】

- ・審査には手数料一筆当たり**14,000円**かかる  
申請を取り下げた場合や審査の結果却下・不承認となった場合：手数料の返還なし
- ・承認後は負担金20万円が基本となるが、面積に応じて負担金が増額の可能性あり  
(国が土地を管理するための10年分の費用相当額)



※申請先は都道府県の法務局・地方法務局。詳細は法務局HPをご覧ください。

## 2部門で表彰を受けました

全国農業会議と熊本県農業会議は、農業委員会に求められている活動に積極的に取り組み、優れた実績を収めている農業委員会の活動に対して表彰しています。

人吉市農業委員会は、「農地の利用集積部門」で大畑地区実践チームが表彰されました。

実績として集積率21.1%、担い手の面積増加率8.1%を達成し、また、6年度にはチーム員主導で農業「現在・過去・未来」と銘打った座談会を開くなど地域に根差した活動を実践が評価されたものです。

「遊休農地解消部門」では、西瀬地区実践チームが表彰されました。活動実績は解消面積割合21.0%、非農地処理割合69.7%を達成しました。

長年の耕作放棄地を5人のメンバーで重機等を駆使して再生させ、新規就農者が野菜を作付けし、近隣農家との善良な関係づくりのにも一役買ったことが評価されたものです。

残念ながら、農地利用最適化推進記念大会は台風の影響で中止されましたが、表彰状は10月の農業委員会総会場でチームの代表者に渡されました。



大畑実践チーム代表の原口委員



西瀬実践チーム代表の竹田委員

## 農業振興部会報告 ～東間小学校編～



オリジナルの  
「西門ダイコン」の種

10月1日から15日にかけて東間小学校の2年生から6年生までの児童を対象に大根の種まき体験を行いました。

この大根の種は農業振興部会の部会員である西門泰人委員が、20年前から固定種を自家採取したもので、児童たちのために6年前から提供されているものです。

児童たちは大根の在来種や地大根の話を真剣な眼差しで聞いた後、それぞれカップに入った大根の種を持ち、目印でつけられた溝に沿ってスジまきを行いました。児童たちによって種まきをした大根はすくすくと育ち、10月25日には部会員と事務局職員の4名で除草作業を行いました。今後も美味しい大根が育つように12月の収穫時期まで管理を行っていきます。



3年生の種まき体験



部会員による溝づくり作業



5年生の種まき体験